

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について（案）

1 第 14 回合同会合で報告した使用実態調査結果を踏まえ、検討対象資材として残っている資材（別紙 1）について、以下のとおり整理を行った。

（1）使用が報告されている資材

- ①データが提出されている資材（10 資材、別表 1）
- ②農薬の使用とは判断されない資材（4 資材、別表 2）
 - a 農薬以外の目的で使用されている資材
 - b 混合物として利用され、農薬としての効果が不明な資材

（2）使用が報告されていない資材（19 資材、別表 3）

（3）農薬とは判断されない資材（1 資材、別表 4）

2 上記の整理に基づき、別紙 2 のとおり対応する。

平成 25 年 11 月 1 日 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境
審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第 15 回） 資料

別表 1 使用が報告され、データが提出されている資材

資材の名称	当該資材の審議状況等
木酢液、竹酢液	第 6 回、第 10 回、第 11 回、第 14 回合同会合で審議。継続審議中。
ホソバヤマジソ（シソ科）	第 12 回、本合同会合で審議。
ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）	第 10 回、第 11 回合同会合で審議。継続審議中。
ヒノキの葉	第 10 回合同会合で審議。継続審議中。
二酸化チタン	第 13 回合同会合で審議。継続審議中。
インドセンダンの実・樹皮・葉	未審議
甘草（マメ科カンゾウ）	未審議
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	未審議
ヒバ油*	未審議
ヒノキチオール*	未審議

*2 別紙 1 では「ヒバ油、ヒノキチオール」という。

別表 2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されない資材

資材の名称	当該資材の情報
a 農薬以外の目的で使用されている資材	
米糠	<ul style="list-style-type: none">・太陽熱消毒処理時に米糠を投入する方法・田植え時に米糠を同時に散布する方法・土壌表面に米糠を散布した後、乳酸菌を上から散布する方法
ニンニク	<ul style="list-style-type: none">・肥料及び土壤改良資材として使用する方法
b 混合物として利用されている資材	
ニンニク	<ul style="list-style-type: none">・クエン酸との混合物・焼酎、糖類及び唐辛子との混合物・木酢液との混合物
糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトル（ソルビット）は除く）	<ul style="list-style-type: none">・植物活性剤の原料の一つとして使用・ニンニク、焼酎及び唐辛子との混合物
ショウガ	<ul style="list-style-type: none">・やぶがらしの根及びドラゴンフルーツの葉を焼酎に漬け込んだ混合物

別表 3 使用が報告されていない資材

資材の名称
アミノ酸全般
イギス海藻（サンゴ海草）
インスタントコーヒー
インドール酢酸
カイネチン
苦棟皮（クレンピ：センダンの樹皮）
月桃（ショウガ科ゲットウ）
粉ミルク（スキムミルクを含む）
酒類（ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン）*
食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）
食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）
食用天然ハーブ精油
食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターク、米デンプン、麦デンプン）
陳皮（ミカンの皮）
デキストリン
ネギの地上部
ビール酵母分解物
ヒバの葉
ワサビ根茎

*別紙 1 では「酒類（焼酎、ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン）」という。

別表 4 農薬とは判断されない資材

資材の名称	当該資材の情報
弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等 単に植物体から取り出した形として使用するもの。	・植物が持っている（又は持った）性質をそのまま利用したものであり、植物を利用した耕種的防除の一つと判断。 (植物が持っている性質を利用した耕種的防除の例として、マリーゴールドの栽培・すき込みによる線虫の低減がある。)

平成25年10月5日 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境
審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第11回）資料

別紙1

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

番号	資 材	番号	資 材
1	アミノ酸全般	19	ネギの地上部
2	イギス海藻(サンゴ海藻)	20	ビール類酵母分解物
3	インスタントコーヒー	21	ヒノキチオール、ヒバ油
4	インドセンダンの実・樹皮・葉	22	ヒノキの葉
5	インドール酢酸	23	ヒバの葉
6	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)	24	ホソバヤマジソ(シソ科)
7	エチレン	25	ワサビ根茎
8	カイネチン	26	苦棟皮(クレンピ:センダンの樹皮)
9	甘草(マメ科カンゾウ)	27	月桃(ショウガ科ゲットウ)
10	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	28	電解次亜塩素酸水
11	粉ミルク(スキムミルクを含む)	29	酒類(焼酎、ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン)
12	米糠	30	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターク、米デンプン、麦デンプン)
13	弱毒ウイルス	31	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
14	ショウガ	32	食用天然ハーブ精油
15	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)	33	陳皮(ミカンの皮)
16	デキストリン	34	糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)
17	二酸化チタン	35	木酢液、竹酢液
18	ニンニク		

検討対象資材の取扱い（案）

1 パブリックコメントの実施

- (1) 検討対象資材から別表 2、3、4 の資材を除外することについてパブリックコメントを実施する。
- (2) パブリックコメントの結果、使用が確認されなかった資材については、検討対象資材から除外する。
- (3) パブリックコメントの結果、使用が確認された資材については、使用の詳細について情報を収集する。
- (4) 情報収集の結果、農薬としての使用が確認されなかった資材については、検討対象資材から除外する。
- (5) 情報収集の結果、農薬としての使用が確認された資材については、検討対象資材に残す。
- (6) 上記を踏まえ、合同会合において、パブリックコメント（回答）（案）について審議を行う。
- (7) 農業資材審議会農薬分科会にパブリックコメント（回答）（案）を報告する。
- (8) パブリックコメント（回答）を行うとともに、通知を発出する。

2 合同会合での審議

- (1) 検討対象資材に残った資材については、合同会合で審議を行う。
なお、食品については、事務局において資料を整理後、食品以外については、情報提供者から検討に必要な資料が提出され次第、合同会合で審議を行う。

